

第3回草津市いじめ防止基本方針策定懇談会 会議録

■日時：

平成26年9月29日（月）15時30分～17時00分

■場所：

草津市立教育研究所2階会議室

■出席委員：

峯本耕治委員、埴岡美江子委員、中谷仁彦委員、山元孝子委員

■欠席委員：

松嶋秀明委員

■事務局：

学校教育課 藤野利也参事、姫野健副参事、菊池誠専門員

1. 開会

○あいさつ【藤野参事】

- ・草津市いじめ防止基本方針の策定に当たっては、これまでの策定懇談会でさまざまな視点から御意見をいただき、パブリックコメント案の完成に至った。また、8月12日から9月11日までパブリックコメントを実施し、広く意見を募集した。意見提出はなかったが、充実した内容になったと考えている。本日の策定懇談会の後、本市の副部長会での協議、部長会の審議を経て本方針の策定をめざす。パブリックコメント後の本案について、各委員から忌憚のない御意見をいただきたい。

2. 懇談内容

○草津市いじめ防止基本方針（案）について

【事務局】

- ・本日欠席の松嶋委員から事前にコメントをいただいた。内容を紹介する。最終案については、これまでの懇談会等を通してまとめられたものであり、特に意見はない。この懇談会での各委員との対話によって色々な学びを得た。例えば、簡潔に見える方針案の一文一文の中に考え抜かれた多様な意見が含まれていることを実感できた。実践的には、学校の教員が抱え込むことなく、集団で組織的に対応することの重要性を再認識され、この方針によって守るものが守られる仕組みができることはとても望ましいことだと考える。また、この方針に代表されるような学校の安全・安心が守られる

仕組みは、被害者になる子どものみならず、めぐりめぐって加害者となる子どもにも自分たちが守られていることが実感される有益な仕組みになると思った。

【事務局】

- ・次に、前回の策定懇談会以後、副部長会、部長会を経てパブリックコメント募集に至るまでに修正した点について説明する。目次について、新たに「いじめのシグナルを見逃さない取組」の項目を追加した。それに伴い、本文中にその内容について記述を加えた。また、協議会や委員会について正式名を記載した。さらに、当初案では全て「子ども」と記載していたが、法令等に準拠した形で一部「児童生徒」と修正するとともに、児童生徒の「自浄的活動」という表現を「自主的活動」に変更した。いじめへの対処等の関連項目には、いじめを受けた子どもだけでなく加害となる子どもへの対処についても文章化した。また、いじめは許されない行為ということはわかっているが、どのような行為がいじめに当たるのかが十分にわかっていない場合が多いことから、具体的ないじめの態様について指導を進める内容を盛り込んだ。重大事態への対処については、学校との連携により個々のケースを十分把握したうえで市教育委員会が重大事態かどうかを判断することとし、附属機関の調査の順序を明確化した。

【峯本座長】

- ・これまでの修正に関する流れを説明してもらった。最終案について各委員から意見をいただきたい。

【中谷委員】

- ・国が定めた法律に基づいて、それぞれの学校はその策定義務のもと学校いじめ防止基本方針を策定した。県や市町は策定努力という中で、県下の策定状況はどうか。

【事務局】

- ・県内の19市町全てにおいて方針を策定する方向である。

【中谷委員】

- ・方針策定後の市民への公表はどのような形で行われるのか。

【事務局】

- ・市のホームページや広報くさつ等での公表を予定している。

【山元委員】

- ・この最終案は、これまでの策定懇談会での意見をうまく取り入れてもらっていると思う。3ページの項目3(3)の「いじめへの対処」についての文章が区切りなく一連の流れで表現されているため見づらいうように感じる。二つに文をわけてはどうか。そうすることで市民に見ていただくときにわかりやすくなると思う。

【埴岡委員】

- ・5ページの項目4(5)の「関係機関」の役割についてのイメージは何か。

【事務局】

- ・いじめ防止対策推進法、国や県のいじめ防止基本方針に準拠している。本市の方針案

については、行政だけでなく、警察や法務局にも内容の確認をしていただいている。

【中谷委員】

- ・少年センターや教育研究所はどこの管轄になるのか再度確認したい。

【事務局】

- ・教育委員会である。少年センターは生涯学習課、教育研究所は学校教育課である。

【峯本座長】

- ・9ページの項目3（3）の「学校または市立学校いじめ問題調査委員会」に関する表記について、いじめ防止対策推進法第28条では学校の設置者または学校が調査することになっているが、このままでは、まず学校が必ず調査を行い、それを受けて市教育委員会が調査を行うと断言しているように読み取れる。学校主体の調査にするか教育委員会が調査するかを判断を教育委員会が行うような記述にしてはどうか。

【中谷委員】

- ・草津市では、これまで地域協働合校の取組を大切にしてきた。地域協働合校については4ページの項目4（1）に記されているが、この理念は大事なので学校でも継続して伝えていかなければならない。

【峯本座長】

- ・8ページの項目2（3）の「いじめの兆候を見逃さない取組」の後半の記述について、「いじめの実態把握に取り組む」ではなく、「いじめの早期発見と実態把握に取り組む」とした方がよいのではないか。また、同じページの項目2（4）の「学校におけるいじめの防止等に関する措置」のAに、「いじめ事案の状況等を確認し」とあるが、状況だけでなく、いじめ事案の事実関係を明らかにすることも盛り込んでどうか。

【中谷委員】

- ・文章表現について細かいことではあるが、3ページの項目3（2）の「いじめの早期発見」の文中に「的確な」とあるが、「適切な」という表現の方が望ましいのではないか。

【山元委員】

- ・いじめを許さず見逃さない子どもの育成に向けて、どのような行為がいじめになるのか、その態様についての理解を深める教育を今後さらに進めていただきたい。

【中谷委員】

- ・6ページの項目1（1）の「草津市いじめ問題連絡協議会の設置」については、いじめ問題の解決に向けて学校や教育委員会だけでなく、市全体で取り組むという位置づけであるという意識が必要である。

【峯本座長】

- ・他に意見はないか。それでは、これで最終案に関する策定懇談会を閉じる。

3. 閉会

○あいさつ【藤野参事】

- ・本日の適切な御意見をもとに、本方針の策定に向けての最終案を作成させていただく。
この策定懇談会は、本日で終了となる。これまで多くの貴重な御意見をいただき、たいへん有難かった。方針策定後、公表する際には各委員あて連絡をさせていただく。

以上。